

# 了鳥取県公報

平成16年3月30日(火) 号外第38号

每週火:金曜日発行

目 次

条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(26)(審査課)...........3 鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例(28) 

─ 公布された条例のあらまし ──

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の要件を満たせば看護職 員修学資金の返還に係る債務が免除されるものに、県内の施設で、病床が200床以上の病院を加えること とした。
- 2 1の債務に係る免除の範囲は、債務の2分の1とすることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
- (1) 保育士試験の実施に係る手数料の額を1件につき12,700円(現行 8,900円)に引き上げることと した。(第2条関係)
- (2) 次に掲げる事務については、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
  - ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく解体業の許可 1件につき78,000円
  - イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく解体業の許可の更新 1件につき70,000円
  - ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の許可 1件につき84,000円
  - エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の許可の更新 1件につき77,000円
  - オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件に つき75,000円
  - カ 建設業法の規定に基づく経営規模等評価 1件につき8,000円に、審査を受けようとする建設業の 種類の数を2,300円に乗じた額を加算した額
  - キ 建設業法の規定に基づく総合評定値の通知 1件につき400円に、審査を受けようとする建設業の 種類の数を200円に乗じた額を加算した額
  - ク 建設業法の規定に基づく経営状況分析 1件につき15,900円
- (3) 次に掲げる事務に係る手数料を廃止することとした。(第2条関係)
  - ア 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づく販売業の登録及び小売業の変更登録

- イ 建設業法の規定に基づく経営事項審査及び当該経営事項審査に関する証明書の交付
- (4) その他

所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 鳥取県産業技術センター条例の一部改正
- (1) 鳥取県産業技術センターの起業化支援室に係る施設使用料の額をそれぞれ次のとおり改めることと した。(別表第1関係)

- Γ Λ	H /:-	金	額
□ 区 分	単位	改 正 後	現 行
第5起業化支援室			
第6起業化支援室			
第7起業化支援室	1月につき	13,500円	
第8起業化支援室			
第9起業化支援室			
第10起業化支援室	1月につき	14,000円	4,000円
第11起業化支援室			
第12起業化支援室			
第13起業化支援室	1	45 000 III	
第14起業化支援室	1月につき	15,000円	
第15起業化支援室			
第16起業化支援室			

(2) 鳥取県産業技術センターの施設に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表第1 関係)

区分	単 位	金額
第17起業化支援室	1月につき	45 000 M
第18起業化支援室	ו אונ ספ	15,000円
第19起業化支援室	1月につき	13,500円
第20起業化支援室		
第21起業化支援室	1月につき	12,500円
第22起業化支援室		
第1起業化支援実験室	使用面積 1 平方メートル	500円
第2起業化支援実験室	当たり 1月につき	300[3
第1 産学官共同研究推進室	1月につき	29,500円
第2産学官共同研究推進室	1月につき	26,000円
第3產学官共同研究推進室	1月につき	14,000円
第1 産学官共同研究実験室	使用面積 <b>1</b> 平方メートル	
第2産学官共同研究実験室	当たり1月につき	500円
第3產学官共同研究実験室	コルソーカにフロ	
起業家育成研修室	1時間につき	1,870円
開放型試作試験室	使用面積 1 平方メートル	500円
	当たり 1月につき	300[3

- 3 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正
  - (1) 鳥取県立農業大学校(以下「大学校」という。)の養成課程、研究課程及び専門技術課程(以下 「養成課程等」という。) に係る入校選抜試験を受けようとする者に対しては、入校選抜手数料を徴収 することとし、当該手数料の額を2,200円と定めることとした。(新第5条関係)
- (2) 大学校への入校(養成課程等に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収する こととし、当該入校料の額を5,500円と定めることとした。(新第6条関係)
- (3) 大学校の養成課程等に係る授業料の年額を10万8,000円(現行 1万2,240円)に改めることとした。 (新第7条関係)
- 4 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の駐車場に係る使用料の額等を次のとおり改定することとした。(別 表関係)

	改 正 後		Ŧ	現 行	
	使 用	<b>米</b> 斗	区分	使 用	料
区 分	単 位	金額		単 位	金額
小型区画駐車場	1区画(11.25平方 メートル)につき1	71		1	
小至区凹紅羊场	月	2,200[]	第2駐車場	メートル)につき <b>1</b> 月	3,360円
中型区画駐車場	1区画 (27.0平方メ ートル) につき 1月	4,700円	第3駐車場	小区画(27.0平方メ ートル)1区画につ き1月	7,240円
大型区画駐車場	1区画(42.25平方 メートル)につき1 月	7,100円	カラ戦単物	大区画(42.25平方 メートル)1区画に つき1月	10,920円

- 5 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (1) 鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料の区分に3月利用券及び6月利 用券により利用する場合を追加することとした。(別表第2関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日等
- (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のアからオまでは同年 7月1日から、1の(2)のカからクまで、1の(3)のイ及び(4)の一部は公布の日から、1の(4)の一 部は平成17年7月1日から、1の(4)の一部は平成16年6月1から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善

#### 鳥取県条例第26号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下「移動表細目」という。)に対応する 次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下「移動後表細目」という。)が存在する 場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、 当該移動後表細目(以下「追加表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(表の細目の表示及び追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合 には、当該改正後部分を加える。

> 孕 īF 後

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受け た者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる 免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲 げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除す ることができる。

免除の 貸付金の種類免除の条件 範囲

略

県内における看護職 1 看護職員養成施 員(保健師助産師看護 設(看護職員養成 |師法(昭和23年法律第| 施設を卒業し、1 203号。以下「法」と 年(災害、疾病そ いう。) 第2条、第3 の他やむを得ない 理由により知事が |条、第5条又は第6条| に規定する保健師、助 必要と認めたとき は、知事がその都 産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。) 度定める期間。以 の確保及び質の向上に 下この号及び次号 資するため、看護職員 において同じ。) 養成施設(法第19条第 以内に他の看護職 1号に規定する文部科 員養成施設に入学 学大臣の指定した学校 した場合は、当該 若しくは同条第2号に 他の看護職員養成 規定する厚生労働大臣 施設)を卒業した の指定した保健師養成 日から1年以内に 所、法第20条第1号に 当該看護職員養成 規定する文部科学大臣 施設の卒業の資格 が指定した学校若しく に係る免許を取得 は同条第2号に規定す し、かつ、当該免 る厚生労働大臣の指定 許取得後直ちに次 した助産師養成所、法 に掲げる施設にお 第21条第1号に規定す いて看護職員の業 る文部科学大臣の指定 務 (<u>イ(8</u>)に掲げ した学校若しくは同条 る施設にあっては |第2号に規定する厚生| 助産師の業務、イ 労働大臣の指定した看 (9)に掲げる施設 孕 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受け た者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる 免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲 げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除す ることができる。

免除の 貸付金の種類免除の条件 範囲

県内における看護職 1 看護職員養成施 員(保健師助産師看護 |師法(昭和23年法律第| 施設を卒業し、1 203号。以下「法」と いう。) 第2条、第3 条、第5条又は第6条 に規定する保健師、助 産師、看護師又は准看 護師をいう。以下同じ。) の確保及び質の向上に 資するため、看護職員 養成施設(法第19条第 1号に規定する文部科 学大臣の指定した学校 若しくは同条第2号に 規定する厚生労働大臣 の指定した保健師養成 所、法第20条第1号に 規定する文部科学大臣 が指定した学校若しく は同条第2号に規定す る厚生労働大臣の指定 した助産師養成所、法 第21条第1号に規定す る文部科学大臣の指定 した学校若しくは同条 第2号に規定する厚生 労働大臣の指定した看

設(看護職員養成 年(災害、疾病そ の他やむを得ない 理由により知事が 必要と認めたとき は、知事がその都 度定める期間。以 下この号及び次号 において同じ。) 以内に他の看護職 員養成施設に入学 した場合は、当該 他の看護職員養成 施設)を卒業した 日から1年以内に 当該看護職員養成 施設の卒業の資格 に係る免許を取得 し、かつ、当該免 許取得後直ちに次 に掲げる施設にお いて看護職員の業 務 (<u>イ(7</u>)に掲げ る施設にあっては 助産師の業務、イ (8)に掲げる施設

看

護

職

員

修

学

資

金

護師養成所又は法第22 にあっては保健師 条第1号に規定する文 の業務に限る。) 部科学大臣の指定した に従事し、引き続 学校若しくは同条第2 き5年間その業務 号に規定する都道府県 に従事したとき ( イ( 11 )に掲げる 知事の指定した准看護 師養成所をいう。以下 施設の業務に従事 同じ。) に在学する者 する場合にあって 又は大学院の修士課程 は、当該業務に従 において看護に関する 事する前に、病院、 専門知識を修得しよう 診療所又は介護保 とする者で、将来県内 険法(平成9年法 において看護職員の業 律第123号)第7 務に従事しようとする 条第22項に規定す ものに対して貸し付け る介護老人保健施 る資金 設(以下「介護老 人保健施設」とい う。) において3 年以上看護職員の 業務に従事した場 合に限る。この場 合において、これ らの施設のうちイ 又は口に掲げる施 設に該当するもの において看護職員 の業務に従事した 期間のうち当該免 許取得後のものは、債務の 看 当該5年間の期間全部( 護 に含めるものとす 第1号 る。)。 イ(2) 職 イ 県内の施設 の場合 員 (1) 病床がにあっ 修 200床未満のては、 学 病院 ((3) 債務の 資 (5)及び(7)2分の に掲げるもの <u>1)</u> 金 を除く。) (2) 病床が 200床以上の 病院((3) (5)及び(7) <u>に掲げるもの</u> <u>を除く。)</u> (3) 病床のう ち精神病床が 80パーセント 以上を占める

護師養成所又は法第22 条第1号に規定する文 部科学大臣の指定した 学校若しくは同条第2 号に規定する都道府県 知事の指定した准看護 師養成所をいう。以下 同じ。) に在学する者 又は大学院の修士課程 において看護に関する 専門知識を修得しよう とする者で、将来県内 において看護職員の業 務に従事しようとする ものに対して貸し付け る資金

にあっては保健師 の業務に限る。) に従事し、引き続 き5年間その業務 に従事したとき (イ(10)に掲げる 施設の業務に従事 する場合にあって は、当該業務に従 事する前に、病院、 診療所又は介護保 険法(平成9年法 律第123号)第7 条第22項に規定す る介護老人保健施 設(以下「介護老 人保健施設」とい う。) において3 年以上看護職員の 業務に従事した場 合に限る。この場 合において、これ らの施設のうちイ 又は口に掲げる施 設に該当するもの において看護職員 の業務に従事した 期間のうち当該免 許取得後のものは、 当該5年間の期間 に含めるものとす る。)。

イ 県内の施設 債務の (1) 病床が全部 200床未満の 病院((2) (4)及び(6) に掲げるもの を除く。)

(2) 病床のう ち精神病床が 80パーセント 以上を占める

^	₩#40/T <b>3</b> 800 8		<del>11</del> 17	ı	/\	±Π	<b>∠ □ ⋈ ⋋</b> ₩ 00 □
6	平成16年 <b>3</b> 月30日	火曜日 馬	収		<u>公</u>	報	(号外)第38号
			۷.		1 1		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		病院 ((5))					病院 (( <u>4)及</u>
		<u>び(7)</u> に掲げるものを除く。					<u>び(6)</u> に掲げ るものを除く。)
		(4)略	1				(3)略
		(5) 医療法等	€				( <u>4</u> ) 医療法等
		の一部を改正					の一部を改正
		する法律(ュ					する法律(平
		成12年法律第					成12年法律第
		141号。以					141号。以下
							「改正法」と
		「改正法」と					
		いう。)の放					いう。) の施
		行の際現に改					行の際現に改
		正法第1条6					正法第1条の担実による地
		規定による記					規定による改
		正前の医療法					正前の医療法
		(昭和23年)					(昭和23年法
		律第205号)					律第205号)
		第21条第 1 1					第21条第 <b>1</b> 項
		ただし書の表					ただし書の規
		定による許可					定による許可
		を受けている					を受けている
		主として老人					主として老人
		慢性疾患の思					慢性疾患の患
		者を入院させ					者を入院させ
		るための病室					るための病室
		を有する病院					を有する病院
		(改正法附則					(改正法附則
		第2条第1項					第2条第1項
		の規定による					の規定による
		届出がされた					届出がされた
		ものを除く。					ものを除く。)
		その他これは					その他これに
		類するものと					類するものと
		して知事が別					して知事が別
		に定める病院	完				に定める病院
		(( <u>7</u> )に掲げ					( <u><b>6</b></u> )に掲げ
		るものを除く。	)				るものを除く。)
		(6)略					(5)略
		(7)略					(6)略
		(8) 略					(7) 略
		(9) 略					(8) 略
		(10) 略					(9) 略
		(11) 略					(10) 略
		口略					口略
		略					略
				$-\parallel$			

略

備考 略

略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除に ついては、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 鳥取県条例第27号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後 改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に 定める額の手数料を徴収する。

(1)~(14) 略

(15) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の **8**第**2**項の規定に基づく保育士試験の実施 **1**件に つき12,700円

(15の2)~(77の3) 略

(77の4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」 という。)第42条第1項の規定に基づく使用済自動 車の引取業者の登録 1件につき4,000円

(77の**5**) <u>自動車リサイクル法第42条第**2**項の規定に基づく使用済自動車の引取業者</u>の登録の更新 **1**件につき3,500円

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に 定める額の手数料を徴収する。

(**1**)~(14)略

(15) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の **8**第**2**項の規定に基づく保育士試験の実施 **1**件に つき8,900円

(15の2)~(77の3) 略

(77の4) <u>フロン回収破壊法第25条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者</u>の登録 1件につき4,000円

(77の5) フロン回収破壊法第28条において準用する フロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二 種特定製品引取業者の登録の更新 1件につき 3,500円 (77の7) 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に 基づくフロン類回収業者の登録の更新 1件につき 4,200円

(77の8) 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に 基づく解体業の許可 1件につき78,000円

(77の9) 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に 基づく解体業の許可の更新 1件につき70,000円

(77の10) 自動車リサイクル法第67条第**1**項の規定に 基づく破砕業の許可 1件につき84,000円

(77の11) 自動車リサイクル法第67条第2項の規定に 基づく破砕業の許可の更新 1件につき77,000円

(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に 基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につ き75,000円

(78)~(121) 略

(122) 消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対 象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 1件 につき7,000円

(123)~(206) 略

(207)から(210)まで 削除

(211)~(269) 略

(270) 建設業法第27条の26第1項の規定に基づく経 <u>営規模等評価</u> 1件につき8,100円に、審査を受け ようとする<u>建設業</u>の種類の数を<u>2,300円</u>に乗じた額 を加算した額

(270の2) 建設業法第27条の29第1項の規定に基づ <u>く総合評定値の通知</u> 1件につき400円に、審査を 受けようとする建設業の種類の数を200円に乗じた 額を加算した額

(271) 建設業法第27条の35第1項の規定に基づく経 <u> 1件</u>につき15,900円

(77の6) フロン回収破壊法第29条第1項の規定に基 づく第二種フロン類回収業者の登録(フロン回収破 壊法第32条第2項の規定による登録を除く。) 1 件につき5.000円

(77の7) フロン回収破壊法第33条第1項において準 用するフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づ く第二種フロン類回収業者の登録の更新 1件につ き4,200円

(78)~(121) 略

(122) 消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備 等の工事又は整備に関する講習の実施 1件につき 7.000円

(123)~(206) 略

(207)及び(208) 削除

(209) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)第35条第1項の規定に基 づく販売業の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞ れに定める額

ア 卸売業 1件につき100,000円

イ 小売業 1件につき4,000円に、販売所の数を 5,000円に乗じた額を加算した額

(210) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録 1 件につき5,000円に所在地が変更される販売所の数 (新設されるものの数を含み、廃止されるものの数 を除く。) を乗じた額

(211)~(269) 略

(270) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経 <u>営事項審査</u> 1件につき24,400円に、審査を受けよ うとする<u>建設工事</u>の種類の数を2,500円に乗じた額 を加算した額

(271) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査に <u>関する証明書の交付</u> <u>1通</u>につき400円

(272)~(323) 略

める者に納めなければならない。この場合においては、 当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(8) 略

(9)略

(10) 略

(272)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定 める者に納めなければならない。この場合においては、 当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(8) 略

(9) 建設業法第27条の24第1項の規定により国土交 通大臣の指定する者に経営状況の分析を行わせる場 合における前項第270号の手数料(1件につき 15,900円に限る。) 経営状況の分析を行う者

(10) 略

(11) 略

#### (鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第2条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の 表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、 当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

#### 改 正 後 別表第1(第2条、第5条関係)

## 1 施設使用料

区分	単 位	金額		
略				
第5起業化支援室				
第6起業化支援室				
第7起業化支援室	1月につき	13,500円		
第8起業化支援室				
第9起業化支援室				
第10起業化支援室	1月につき	14,000円		
第11起業化支援室				
第12起業化支援室				
第13起業化支援室				
第14起業化支援室	1月につき	45 000TI		
第15起業化支援室	「月にフさ	15,000円		
第16起業化支援室				
第17起業化支援室				
第18起業化支援室				
第19起業化支援室	1月につき	13,500円		

#### 別表第1(第2条、第5条関係)

#### 1 施設使田料

1	施設使用料		
	区分	単 位	金 額
	略		
	第5起業化支援室		
	第6起業化支援室		
	第7起業化支援室		
	第8起業化支援室		
	第9起業化支援室		
	第10起業化支援室	1月につき	4 000 III
	第11起業化支援室	「月にフさ	4,000円
	第12起業化支援室		
	第13起業化支援室		
	第14起業化支援室		
	第15起業化支援室		
	第16起業化支援室		
		l .	· .

正

前

第20起業化支援室		
第21起業化支援室	1月につき	12,500円
第22起業化支援室		
第1起業化支援実験室	   使用面積 1 平方メ   ートル当たり 1 月	500円
第2起業化支援実		2001
験室	につき	
第1産学官共同研	1	00 F00III
究推進室	1月につき	29,500円
第2產学官共同研	1月につき	26,000円
究推進室	TALJE	20,000
第3產学官共同研	1月につき	14,000円
究推進室	ואניספ	14,000
第1產学官共同研		
究実験室	   使用面積 <b>1</b> 平方メ	
第2產学官共同研	ートル当たり1月	500円
究実験室	ー 「ルョルリーA 」 につき	300
第3產学官共同研	L J c	
究実験室		
略		
第2会議室	1時間につき	890円
起業家育成研修室	1時間につき	1,870円
略		
残響室	1 時間につき	2,130円
開放型試作試験室	使用面積 1 平方メ	500円
	ートル当たり1月	

### 備考

1 起業化支援室、起業化支援実験室、産学官共 同研究推進室、産学官共同研究実験室及び開放 型試作試験室(以下「起業化支援室等」という。) の利用期間が1月未満であるとき、又は利用期 間に1月未満の端数があるときは、日割りをもっ て計算するものとする。

につき

2 <u>起業化支援室等</u>以外の施設の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 略

2 略

略		
第2会議室	1時間につき	890円
略		
残響室	1時間につき	2,130円

- 1 起業化支援室の利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 <u>起業化支援室</u>以外の施設の利用時間が1時間 未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の 端数があるときは、1時間として計算するもの とする。

3 略

2 略

<u>第11条</u> 略

別表(第8条、第9条関係)

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場 合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 (以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後 改 正 前 (入校の許可) (入校の許可) 第4条 略 第4条 略 (入校選抜手数料の徴収) 第5条 大学校の養成課程、研究課程及び専門技術課程 (以下「養成課程等」という。)に係る入校選抜試験 を受けようとする者に対しては、入校選抜手数料を徴 収する。 2 前項の入校選抜手数料の額は、2,200円とする。 (入校料の徴収) 第6条 大学校への入校(養成課程等に係るものに限る。) <u>を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</u> 2 前項の入校料の額は、5,550円とする。 (授業料の徴収) (授業料の徴収) 第7条 大学校の養成課程等に在籍する者に対しては、 第5条 大学校の養成課程、研究課程及び専門技術課程 授業料を徴収する。 に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。 2 前項の授業料の額は、年額10万8,000円とする。 2 前項の授業料の額は、年額1万2,240円とする。 (利用の許可) (利用の許可) 第8条 略 第6条 略 (使用料の徴収) (使用料の徴収) <u>第9条</u> 略 第7条 略 (授業料等及び使用料の減免) (授業料及び使用料の減免) 第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規 │第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規 則で定めるところにより、授業料、入校選抜手数料及 則で定めるところにより、授業料及び使用料を減額し、 び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することが 又は免除することができる。 できる。 (規則への委任) (規則への委任)

第9条 略

別表 (第<u>6条、第7条</u>関係)

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正 後			改	正	前	
別表(第36条、第39条	条関係)	別	別表(第36条、第39条関係)				
区分	使 用	料		区分		使 用	料
分	単 位	金 額		区分	単	位	金 額
略				略			
小型区画駐車場	<b>1</b> 区画(11.25 平方メートル)	2,200円		第1駐車場	1 区画 ( 平方メー		3,360円
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	につき1月	_,		第2駐車場	につき1月		1
中型区画駐車場	1区画(27.0平 方メートル)に つき1月	4,700円		<b>第 2</b> 卧击坦	小区画( 方メート 区画につ	ル)1	7,240円
大型区画駐車場	1 区画(42.25 平方メートル) 7,10 につき 1月			第3駐車場	大区画 ( 平方メー 1区画に 月	・トル)	10,920円
略	'		略				
備考 略			1	備考 略			

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正	後			改 正 前
	第2(第4条関係)				長第2(第4条関係)
1 1	施設使用料			1,	l 施設使用料
	区 分	金	額		区 分 金額
	回数略				略
	券又				
	lは 1				
	月利				
	用券				回数
	3				
	月利				
	<u>用券</u>				月利
	<u> </u>				

Substitution	1 利用	T /-	יגי	0-	<del>-                                    </del>	750H	八咋	<u> </u>	ਆਹ	47	_			
1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月	1月				6 利券よなで用る合用にらい利す場									
場合   学生又は   温水   1人につき   4,960円   1人につき   3,360円   3月   1人につき   4,560円   2,880円	場合   学生又は   温水   1人につき 4,960円   1人につき 3,360円   1人につき 4,560円   1人につき 4,560円   1人につき 2,880円   1人につき 6,720円   1人につき 4,800円   1人につき 4,800円   1人につき 11,040円   1人につき 11,040円   1人につき 11,040円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 6,480円   1人につき 6,480円   1人につき 6,480円   1人につき 12,000円   1人につき 10,080円   1人につ	プール	般利	個人	1月 利用にり用	略								
3月   3月   2月   3月   3月   1月   1月   1月   1月   1月   1	3月   3月   2月   3月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1													
3月   切児   次水   1人につき 2,880円   円準校の   生徒   温水   1人につき 4,800円   次水   1人につき 4,800円   次水   1人につき 11,040円   1人につき 7,680円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 13,920円   1人につき 7,680円   1人につき 7,680円   1人につき 6,480円   1人につき 12,000円   1人につき 12,000円   1人につき 10,080円   1人につき 16,320円   1人につき 24,480円   1人につき 24,480円   1人につき 20,640円   1人につき 2	3月   初児   次水   1人につき 2,880円   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2					一般人	冷水	1人につき	5	3,360	T.			
3月	3月				利用!	4カ1日	温水	1人につき	<u> </u>	4,560	円			
サ学校の 生徒 高等学校 湯か 1人につき 4,800円 冷水 1人につき 11,040円 でする 24,800円 でする 24,480円 でする 24,480円 でする 24,480円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円 でする 20,640円	サ学校の 生徒 高等学校 温水 1人につき 4,800円 冷水 1人につき 11,040円 でする 24,480円 一般人 24 1人につき 7,680円 一般人 24 1人につき 13,920円 冷水 1人につき 9,600円 24 1人につき 7,680円 冷水 1人につき 6,480円 冷水 1人につき 12,000円 24 24 1人につき 10,080円 25 20 20,640円 8 8 8 8					3月	3月	3月	列元	冷水	1人につき	<u> </u>	2,880	H
4,800円   より   利用   する   学生又は   一般人   冷水   1人につき 7,680円   冷水 1人につき 13,920円   一般人 冷水 1人につき 9,600円   冷水 1人につき 7,680円   冷水 1人につき 6,480円   冷水 1人につき 12,000円   冷水 1人につき 10,080円   冷水 1人につき 19,200円   冷水 1人につき 16,320円   冷水 1人につき 24,480円   一般人 冷水 1人につき 20,640円   略 8	4,800円   より   利用   する   場合   学生又は   一般人   冷水 1人につき 7,680円   冷水 1人につき 13,920円   一般人 冷水 1人につき 9,600円   冷水 1人につき 9,600円   冷水 1人につき 6,480円   冷水 1人につき 12,000円   冷水 1人につき 10,080円   冷水 1人につき 19,200円   冷水 1人につき 16,320円   冷水 1人につき 24,480円   一般人 冷水 1人につき 20,640円   略   略						温水	1人につき	5	6,720	H			
高等学校 温水 1人につき 11,040円 7,680円 7,680円 7,680円 7,680円 7,680円 1人につき 13,920円 7,680円	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本				- 1	より	1	冷水	1人につき	5	4,800	円.		
する   の生徒   冷水   1人につき   7,680円   7,	する   の生徒   冷水   1人につき   7,680円   7,						1		温水	1人につき	<u> </u>	11,040	円.	
場合 学生又は 温水 1人につき 13,920円 一般人	場合 学生又は 温水 1人につき 13,920円 一般人					の生徒	冷水	1人につき	<u> </u>	7,680	F.			
August   1 人につき 7,680円   20,000円   20,640円   3   3   3   4   5   5   5   5   5   5   5   5   5	August   1 人につき 7,680円   2					学生又は	温水	1人につき	<u> </u>	13,920	<u>-</u>			
6月   切児   冷水   1人につき   6,480円   円乗収の   円学校の   生徒   温水   1人につき   12,000円   冷水   1人につき   10,080円   1人につき   10,080円   1人につき   10,200円   1人につき   16,320円   1人につき   24,480円   1人につき   20,640円   1人につき   20,640円   1人につき   20,640円   1人につき   20,640円   1人につき   1人にしい   1人につき   1人にしい   1人につき   1人にしい   1	6月   切児   冷水   1人につき   6,480円   円乗収値   温水   1人につき   12,000円   冷水   1人につき   10,080円   1人につき   10,080円   1人につき   10,080円   1人につき   10,200円   1人につき   16,320円   1人につき   24,480円   1人につき   20,640円   1人につき   20,64					一般人	冷水	1人につき	<u> </u>	9,600	Ρ.			
6月   冷水 1人につき 6,480円   利用   児童又は   温水 1人につき 12,000円     中学校の   生徒   冷水 1人につき 10,080円     1人につき 10,080円     1人につき 19,200円     1人につき 16,320円     場合 学生又は   温水 1人につき 24,480円     一般人   冷水 1人につき 20,640円     略   略	6月   冷水 1人につき 6,480円   おいまり   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日					す場 3 利券よ利す場 6 利券よる合 月用にり用る合 月用にり			4h1B	温水	1人につき	<u> </u>	7,680	Ε.
券に 生徒 冷水 1人につき 10,080円 高等学校 温水 1人につき 19,200円 する の生徒 場合 学生又は 一般人 冷水 1人につき 24,480円 の般人 冷水 1人につき 20,640円 略	券に 生徒 冷水 1人につき 10,080円 高等学校 温水 1人につき 19,200円 する の生徒 学生又は 一般人 冷水 1人につき 24,480円 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				6月	児童又は		1人につき	<u> </u>	6,480	Ρ.			
世後   20   20   20   20   20   20   20   2	生徒 冷水 1人につき 10,080円 高等学校 温水 1人につき 19,200円 する の生徒 冷水 1人につき 16,320円 場合 学生又は 温水 1人につき 24,480円 一般人 冷水 1人につき 20,640円 略						温水	1人につき	<u> </u>	12,000	Ρ.			
利用 する の生徒 冷水 1人につき 19,200円 場合 学生又は 温水 1人につき 24,480円 一般人 冷水 1人につき 20,640円 略	利用 する の生徒 冷水 1人につき 19,200円 場合 学生又は 温水 1人につき 24,480円 一般人 冷水 1人につき 20,640円 略 略					1	冷水	1人につき	<u> </u>	10,080	Ρ.			
する の生徒 冷水 1人につき 16,320円 場合 学生又は 温水 1人につき 24,480円 一般人 冷水 1人につき 20,640円 略	する の生徒 冷水 1人につき 16,320円 場合 学生又は 温水 1人につき 24,480円 一般人 冷水 1人につき 20,640円 略 略					高等学校	温水	1人につき	<u> </u>	19,200	F.			
- 般人 冷水 1人につき 20,640円 略 略	一般人 冷水 1 人につき 20,640円   略 略				l	の生徒	冷水	1人につき	5 1	16,320	F.			
略略	略 略				場合	学生又は	温水	1人につき	£ 2	24,480	Γ.			
略	略略					一般人	冷水	1人につき	<u> </u>	20,640	<u>円</u>			
	略				略						_			
 略				略										
		B	峈											

### 1 略

2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」 及び「6月利用券」とは、<u>それぞれの</u>利用券の 券面に記載された<u>月数</u>の期間内において、<u>これ</u> <u>らの</u>利用券を提示することにより施設を利用す

			にらい利す場合				
			略				
プール	一般利用	個人	1利券よ利す場月用にり用る合	略というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	温水冷水	1人につき	
		ı	略				
	略						
١	略						

# 備考

# 1 略

2 この表において「1月利用券」とは、当該利 用券の券面に記載された<u>1月</u>の期間内において、 当該利用券を提示することにより施設を利用す ることができる利用券をいう。

ることができる利用券をいう。

3 1月利用券<u>3月利用券又は6月利用券</u>の券面に記載された<u>月数</u>の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券<u>3月利用券又は6月利用券</u>により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

4 略

2 略

別表第3(第4条関係)

1 施設使用料

X	分	金額						
		専用利用	一般利用					
略								

備考 略

2 略

3 1月利用券の券面に記載された1月の期間が 温水のプールを利用できる期間と冷水のプール を利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、 温水のプール又は冷水のプールを1月利用券に より利用する場合の使用料の額を勘案して知事 が別に定める。

4 略

2 略

別表第3(第4条関係)

1 施設使用料

□ □	分	金	額
		貸切りの場合	貸切りでない場合
略			

備考 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第77号の4から第77号の7までの改正 平成17年1月1日
- (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に第77号の8から第77号の12までを加える改正 平成16年 7月1日
- (3) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第122号の改正 平成16年6月1日
- (4) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第270号の改正、同号の次に1号を加える改正及び第271号の改正並びに同条第2項の改正 公布の日

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。) 第5条の規定は平成17年4月1日以後の入校(養成課程、研究課程又は専門技術課程に係るものに限る。以下 同じ。)に係る入校選抜試験を受ける者について、新条例第6条の規定は同日以後に入校をする者について適 用する。
- 3 平成17年4月1日の前日に鳥取県立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍していた者で同月1日以後引き続き在籍するものに係る授業料の額は、新条例第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 鳥取県条例第28号

鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例

鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計条例(昭和40年鳥取県条例第6号)は、廃止する。

## (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計の平成15年度分の収入及び支出並びに平成15年度の決算に関しては、 なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計に属する資産及び負債は、この条例の施行の際、 一般会計に帰属するものとする。

	16	平成16年 <b>3</b> 月30日	火曜日	馬	圦	県	公	较	(号外)第38号
ľ									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
ı									
١									
١									
١									
١									
١									
١									
١									
١									
١									
١									
1									